

●同一指標優先順位表

※令和8年度4月選考分から適用

基本項目と調整項目の合計点数が同一の場合は、次の順位により決定するものとする。

順位	泉大津市
1	虐待(ネグレクト)やDVの恐れ
2	きょうだいが希望施設に在園
3	当該保育施設の希望順位が高い
4	利用希望月までに本市へ転入予定で、他市認可保育施設(市が利用調整行う施設)を利用中(主たる生計者以外の者が求職活動中、育休中は除く)
5	保護者が認可保育施設で保育士等として勤務(予定) (①市内保育施設で1週間の労働時間が30時間以上 ②市内保育施設で1週間の所定労働時間が20時間以上 ③市外保育施設で1週間の労働時間が30時間以上 ④市外保育施設で1週間の労働時間が20時間以上)
6	ひとり親家庭
7	保護者のどちらかに障がいがあり、身体障がい者手帳1・2級、精神障がい者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている
8	保護者が単身赴任(近畿地方以外)
9	養育している就学前の子どもの数が多い
10	きょうだいが同時申込(①3つ子以上 ②双子 ③①②以外)
11	現に就労しているが、親族等の協力が得られず、労働時間中に認可外保育施設等を利用している
12	利用希望月からの待機期間が長い (審査不要期間、内定辞退月以前は除く)
13	生活保護世帯
14	保育を必要とする主たる要件間の優先順位 ①災害 ②就労(家庭外)③就労(家庭内)④就労内定 ⑤ひとり親・生活保護世帯の求職 ⑥疾病 ⑦障がい ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩出産 ⑪求職
15	祖父母が別居
16	利用希望月からの利用調整で内定辞退した実績がない(令和7年4月調整以降)
17	保育料算定対象となる保護者の市区町村民税所得割額の合計が低い(未申告の場合、合計額は最高額とみなす)

※特段の理由で入所を優先すべき事象が生じた場合は、上記の順位とは別に、適宜対応するものとする。